

基本計画協定書（例）

鹿児島県（以下、「県」という。）と●●●（以下、「事業者」という。）は、県の住吉町 15 番街区利活用事業（以下、「本事業」という。）に関し、基本的事項を定めるため、住吉町 15 番街区利活用事業者公募要領（以下、「公募要領」という。）に基づき、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 県及び事業者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（基本計画）

第 2 条 事業者が公募要領に従い作成し、県の承認を得た本事業に係る基本計画書を、本協定の付属文書として添付する。

（基本計画の遵守）

第 3 条 事業者は、この協定締結後に県と事業者間で締結する定期借地権設定契約において定める存続期間内は、前条の基本計画書（第 5 条第 2 項の規定により変更したときは変更後のもの（以下、「基本計画書」という。））を遵守して本事業を実施するものとする。

（遵守事項）

第 4 条 事業者は、本事業の実施に当たっては、関連法令を遵守するものとする。

2 事業者は、建築基準法に規定する建築物の建築に関する確認の申請書を提出する際は、あらかじめ申請内容の概要について県に書面等で届け出なければならない。

（基本計画の変更）

第 5 条 事業者は、社会経済情勢等の変化に対応して基本計画書を変更しようとするときは、あらかじめ県の書面による承認を得なければならない。

2 県は、前項の承認をするに当たっては、変更の内容が鹿児島港本港区エリアコンセプトプランや県の施策等と整合し、合理的なものと認められるときは、変更を承認することとする。

（事業に関する報告）

第 6 条 事業者は、本事業の事業コンセプト等の実現に向けた取り組みの状況等について、県に対し、定期的に報告を行うこととする。

2 本事業の実施状況に関して、必要に応じて、県と事業者は協議を行うこととし、県の要請に対して、事業者は誠実に対応することとする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に関し疑義のあるとき，又は本協定に定めのない事項については，県と事業者が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第8条 本協定に関する訴訟の提起等は，県の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため，本協定書2通を作成し，それぞれに記名押印して各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

県

[住 所]

鹿児島県

鹿児島県知事

事業者

[住 所]

[名 称]

[代表者]